平成六年国家公安委員会規則第三号

技能検定員審査等に関する規則

次のように定める。 おいて準用する場合を含む。)並びに第九十九条の三第四項第一号イ及びハ並びに道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第四十三条の規定に基づき、技能検定員審査等に関する規則を道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イ及びハ、第五項(同法第九十九条の三第五項において準用する場合を含む。)並びに第六項(同法第九十九条の三第五項に

目

教習指導員審査及び教習指導員資格者証技能検定員審査及び技能検定員資格者証 (第一条—第九条)

第二章 (第十条-第十六条)

第三章 雑則 (第十七条)

第一章 技能検定員審査及び技能検定員資格者証

(技能検定員審査)

第一条 道路交通法(以下「法」という。)第九十九条の二第四項第一号イの規定による都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査 「技能検定員審査」という。)は、次の各号に掲げる運転免許(以下「免許」という。)に係る技能検定について、それぞれ当該各号に掲げる技能検定員審査を行うものとする。 (以

- 大型自動車免許 技能検定員審査 (大型)
- 中型自動車免許 技能検定員審査 (中型)
- 準中型自動車免許 技能検定員審査 (準中型)
- 普通自動車免許 技能検定員審査 (普通)
- 大型自動二輪車免許 大型特殊自動車免許 技能検定員審査 技能検定員審査 (大特) (大自二)
- 普通自動二輪車免許 技能検定員審査(普自二)
- 牽引免許 技能検定員審査(牽引)
- 大型自動車第二種免許 技能検定員審査 (大型二種)
- 中型自動車第二種免許 技能検定員審査 (中型二種)
- 普通自動車第二種免許 技能検定員審査 (普通二種)

(技能検定員審査の公示)

第二条 公安委員会は、技能検定員審査を行おうとするときは、 当該技能検定員審査の期日の三十日前までに、 次に掲げる事項を公示するものとする。

- 技能検定員審査の種類、期日及び場所
- 技能検定員審査の申請手続に関する事項
- 三 その他技能検定員審査の実施に関し必要な事項

(技能検定員審査の申請)

第三条 技能検定員審査を受けようとする者は、 しなければならない。 公安委員会に、 別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる技能検定員審査の種類に応じ、 それぞれ当該各号に定める書類を提示

証(以下「免許証」という。) 第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許 (仮運転免許を除く。 第十一条第一項第一号において同じ。)に係る運転免許

- 技能検定員審査 (大型二種) 大型自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証
- 技能検定員審査 (中型二種) 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証(中型
- 技能検定員審査 (普通二種) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証(普通
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が第十七条第一項各号、 を証する書面を添付しなければならない。 第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、前項の審査申請書に、 それぞれ当該各号に該当する者であること

(技能検定員審査の審査方法等)

第四条 第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査は、 法及びその合格基準をいう。次項及び第十二条において同じ。) により行うものとする。 次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、 それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等 (審査方

	技能検定に関する技能技能検定	審查項目 審查細
	員として必要な自動車の運転技能	目
は、九十パーセント以上の成績であること。	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。) の方法に準じて行うものとし、その	審査方法等

合格基準

					技能			
自動車の運転技能の評価方法に関する知識	技能検定の実施に関する知識 面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ九十五パーセント以上の成績である	自動車教習所に関する法令についての知識	事項	(以下「教則」という。)の内容となっている以上、その他のものにあっては九十五パーセント以上の成績であること。	能検定に関する知識法第百八条の二十八第四項に規定する教則論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては八	技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。	
	ト以上の成績であること。				ものにあっては八十五パーセント			
	動車の運転技能の評価方法に関する知	動車の運転技能の評価方法に関する知識を検定の実施に関する知識を対象を対象を	動車の運転技能の評価方法に関する知識を検定の実施に関する知識を対象とは論文式の筆記試験により行うものとし、動車教習所に関する法令についての知識を	動車の運転技能の評価方法に関する知識を検定の実施に関する知識を対している場ででは、対しているのでは、対しているのでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	動車の運転技能の評価方法に関する知識 面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、能検定の実施に関する知識 面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、動車教習所に関する法令についての知識 「教則」という。)の内容となっている以上、その他のものにあっては九十五パーセント以上以下「教則」という。)の内容となっている以上、その他のものにあっては九十五パーセント以上	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識

2 ものとする。 第一条第九号から第十一号までに掲げる技能検定員審査は 次の表の上欄に握ける審査項目に応じ それそれ同表の中欄に掲げる審査細目について 同表の下欄に据ける

審査方法等により行う

			識	技能検定に関す	能	技能検定に関す	審査項目
 自動車の	令につい	三年法律	自動車運	する知道路運送	自動車の	する技技能検定	審査細口
の運転技能の評価方法に関する知識	v ての知識	律第五十七号)第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法	運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十	法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第三項に規定する旅	の運転技能に関する観察及び採点の技能	定員として必要な自動車の運転技能	目
論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。		法こと。	十のにあっては八十五パーセント以上、その他のものにあっては九十五パーセント以上の成績である	客論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のも	実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十パーセント以上の成績であること。	審查方法等

(技能検定員審査合格証明書)

第五条 公安委員会は、技能検定員審査に合格した者に対し、別記様式第二号の技能検定員審査合格証明書を交付するものとする。

2 検定員審査合格証明書を交付した公安委員会に提出して、その再交付を受けることができる。 技能検定員審査合格証明書の交付を受けた者は、当該技能検定員審査合格証明書を亡失し、又は当該技能検定員審査合格証明書が滅失したときは、別記様式第三号の再交付申請書を、当該技能

(技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定)

第六条 法第九十九条の二第四項第一号ハの規定により公安委員会が技能検定に関し同号イ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者として認定する場合における当該認定は、 技能試験に関する事務に三年以上従事した者次の各号のいずれかに該当する者について、それぞれ第一条各号に掲げる免許の種類ごとに行うものとする。

二 技能検定に関し、前号に掲げる者に準ずる技能及び知識を有すると認められる者

(技能検定員資格者証の交付等)

とする者に対し、司表の下欄に掲げる種類の技能検定員資格者証を交付することにより行うものとする。 第七条 法第九十九条の二第四項の規定による技能検定員資格者証の交付は、次の表の上欄に掲げる免許に係る技能検定ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる技能検定員資格者証の交付を受けよう

奉記 引	許普通	許り	世自	午	大型特	普通	準中間	中型自			大型自	免許の	ا الح
免許	自動一] 	助		殊白	自動車	型自動:	動車			動車	:の種類	りる者
	輪車	# #	一論		動車	· 免 許	車免許	· 免 許			免許		る者に対し
技能	免技能検定	けた者	論 車 色 支 岩 食 芒 員 番 全	こ岩	免技能検定員審査	技能		技能	<u>ٿ</u>	ンタ	技能	技能	
能検定員審査	者検定員	者相	食ど言		検定員	技能検定員審査	技能検定員審査	技能検定員審査	を受	一が行	能検定員審査	検定員	0
審査	員審査				審査	審査	審査	審査	を受けた者	でう自動	審査	(資格者	作にお
(牽引)	(普自二) に合格した者		(大自二) こう各しに旨、		(大特) に合格した者、	(普通) に合格した者、	(準中型)	(中型) に合格した者、		ンターが行う自動車の運転に関する研修の課程をいう。以下同じ。)を修了した者又は大型自動車免	(大型) に合格した者、	技能検定員資格者証の交付を受けようとする者	同表の工権における利業の打食材気量資格者記を多行ってことにより行いせのとする
に合格) に 合	l l	ン こ 会		に合格	に合格	に合	に合格		転に関	に合格	付を受	への 主台
引)に合格した者	格した		各した		した者	した者	に合格した者、	した者		する研	した者	けよう	一枪分量
、牽引	,		1			l		'		修の課	、大型自動車免許	とする	資格者
牽引免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は牽引免	普通自動	1 月	大型自動		大型特殊自動車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者	普通自動車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は	準中型自動車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又	中型自動車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は		程をい	日動車な	有	記をろ
係る技:	一輪車	車	一論		期車免	免許に	事 免 許	免許に		う。 以	免許に		作って
能検定	免許に	5 言し	色午こ		許に係	係る技	町に係る	係る技		下同じ	係る技		2
員研修	係る技	信 2 打	系る支		る技能	能検定	つ技能や	能検定		。) を:	能検定		JV F
課程を	能検定	有	治		検定員	員研修	恢定 員	員研修		修了し	に係る技能検定員研修課程		- × (#
修了し	員研修	石	員 开		研修課	課程を	听修 課品	課程を		た者又	_		5
た者マ	輪車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は普通自動	1 元	倫車も午こ系ろ支指食官員开参果呈記参了 ご旨又は大盟自動		程を修	修了し	性を修了	修了し		は大型	(法第九十九条の		· C
人は牽引	修了		多了		了した	た者マ	丁した	た者マ		自動車	十九冬		
免許に	た者マ	1 1	ご当フ		者又は	は普通	は	は中型		許	小の二第		
に係る技能	へは普通	Į į	くまた別		大型性	普通自動車	华中型:	主自動車		保るは	7四項第		
12能認力	担自 動一	- F	11111111111111111111111111111111111111		行殊 自動	中免許に	日動車	中免許に		及能 認定	四項第一号ロに		
認定を受けた者	輪車	車	一論		動車免 額	に係るは	免許に	に係るは		足(前名	口に規定		
けた者	光許に	1 1	中に		計に係る	免許に係る技能認定を受けた者	係る技	坟能 認力		米の認力	正する。		
	係る技	1:	糸 る 支		る技能	疋を受	能認定	疋を受		圧をい	目動車		
	能認定	自言			認定を	けた者	を受け	免許に係る技能認定を受けた者		に係る技能認定(前条の認定をいう。以下同	安全運		
技	を 受 技	す	支支		受け技	技	た者技	技		下同	転セ技	技	
能	輪車免許に係る技能認定を受技能検定員資格者証	有大	倫村·包午こ系る支宅忍長が受支宅免疫員管各對正		又は大型特殊自動車免許に係る技能認定を受け技能検定員資格者証	技能検定員資格者	準中型自動車免許に係る技能認定を受けた者 技能検定員資格者	技能検定員資格者証			.規定する自動車安全運転セ 技能検定員資格者証	(能検定員資格者証	
検定員資格者証	員資格	事	資資各		員資格	員資格	員資格	員資格			員資格	員資格	
_		ı				証	証	l			者証	!者証の	
(牽引)	(普自二)		大自二		(大特)	(普通)	(準中型)	(中型)			(大型)	の種類	
			ノ				Ü						1

中型自 免許 普通自動車 大型自 動 動車第二種技能検定員審査 車第 第 種技能検定員審査 種 技能検定員審査 定を受けた者 定を受けた者 定を受けた者 (普通) (中型 (大型二種) |種) 種) に合格した者、 に合格した者、 に合格した者、 普通自動車第二種免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は普通自動車第二種免許に係る技能認技能検定員資格者証 中型自動車第一 大型自動車第二種免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は大型自動車第二種免許に係る技能認技能検定員資格者証 |種免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は中型自動車第 |種免許に係る技能認||技能検定員資格者証 (普通 (中型 (大型二

- 2 前項の技能検定員資格者証の交付を受けようとする者は、公安委員会に、 別記様式第四号の交付申請書を提出しなければならない
- 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない
- 法第九十九条の二第四項第二号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面 技能検定員審査合格証明書、法第九十九条の二第四項第一号ロに掲げる者に該当することを証する書面又は技能認定につき前条各号のいずれかに該当する者であることを証する書
- 第一項の技能検定員資格者証の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

(技能検定員資格者証の再交付等)

第八条 技能検定員資格者証の交付を受けた者は、当該技能検定員資格者証を亡失し、又は当該技能検定員資格者証が滅失したときは、別記様式第六号の再交付申請書を、 を交付した公安委員会に提出して、その再交付を受けることができる。 当該技能検定員資格者証

を交付した公安委員会に提出して、その書換えを申請しなければならない 技能検定員資格者証の交付を受けた者は、当該技能検定員資格者証の記載事項に変更があったときは、 別記様式第六号の書換え申請書及び当該技能検定員資格者証を、 当該技能検定員資格者証

(技能検定員資格者証の返納の命令等)

第九条 法第九十九条の二第五項の規定による技能検定員資格者証の返納の命令は、別記様式第七号の返納命令書を交付して行うものとする。 前項の規定による返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から十日以内に、 技能検定員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない

。 以 下

「教習指導員審査」という。)

は、

第二章 教習指導員審査及び教習指導員資格者証

(教習指導員審査等)

各号に掲げる免許に係る自動車の運転に関する技能及び知識の教習について、それぞれ当該各号に掲げる教習指導員審査を行うものとする。 第十条 法第九十九条の三第四項第一号イの規定による公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査 大型自動車免許 教習指導員審查 (大型)

中型自動車免許 教習指導員審査 (中型)

普通自動車免許 準中型自動車免許 教習指導員審査 (普通) 教習指導員審査(準中型)

大型特殊自動車免許 教習指導員審査 (大特)

大型自動二輪車免許 教習指導員審査 (大自二)

普通自動二輪車免許 教習指導員審査(普自二)

牽引免許 教習指導員審査 (牽引)

大型自動車第二種免許 教習指導員審査 (大型二種)

普通自動車第二種免許 教習指導員審査(普通二種)中型自動車第二種免許 教習指導員審査(中型二種)

(教習指導員審査の申請)

第二条の規定は、 公安委員会が教習指導員審査を行おうとする場合について準用する。

第十一条 教習指導員審査を受けようとする者は、 示しなければならない。 公安委員会に、 別記様式第一号の審査申請書を提出し、 及び次の各号に掲げる教習指導員審査の種類に応じ、 それぞれ当該各号に定める書類を提

前条第一項第一号から第八号までに掲げる教習指導員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る免許証

教習指導員審査(大型二種) 大型自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証(大型)

教習指導員審査 (中型二種) 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証 (中型)

を証する書面を添付しなければならない 教習指導員審査を受けようとする者が第十七条第一項各号、 教習指導員審査 (普通二種) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証 第四項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、 前項の審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であること

(教習指導員審査の審査方法等)

第十二条 第十条第一項第一号から第八号までに掲げる教習指導員審査は、 により行うものとする。 次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、 それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、 同表の下欄に掲げる審査方法等

審查項目審查細目	審查方法等
教習に関する技能教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。
技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以	以 実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十パーセント以上の成績であること。
下同じ。)に必要な教習の技能	
学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。以	以 ·
下同じ。)に必要な教習の技能	
教習に関する知識 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関す 論文式、	9 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては八十五パー
る知識	セント以上、その他のものにあっては九十五パーセント以上の成績であること。
自動車教習所に関する法令についての知識	
教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十パーセント以上の成績であること。
2 第十条第一項第九号から第十一号までに掲げる教習指導員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞ	次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等によ
りすうものとする。	

(教習指導員審査合格証明書)

|運転代行業に関する法令についての知識

|教習に関する技能||教習指導員として必要な自動車の運転技能

技能教習に必要な教習の技能

審查項目

審査細目

第十三条 公安委員会は、教習指導員審査に合格した者に対し、別記様式第八号の教習指導員審査合格証明書を交付するものとする。

|教習に関する知識||道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運||論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあって

審査方法等

|実技試験により行うものとし、その合格基準は、八十パーセント以上の成績であること。

技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。

転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車|は八十五パーセント以上、その他のものにあっては九十五パーセント以上の成績であること。

2 第五条第二項の規定は、教習指導員審査合格証明書の交付を受けた者について準用する。

(教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定)

第十四条 法第九十九条の三第四項第一号への規定により公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関し同号イ又は口に掲げる者と同等以上の技能及び知識がある者と認める者とし て認定する場合における当該認定は、次の各号のいずれかに該当する者について、それぞれ第十条第一項各号に掲げる免許の種類ごとに行うものとする。

技能試験に関する事務に一年以上従事し、かつ、当該免許に係る教習についての指定を受けた指定自動車教習所の指導及び監督に関する事務に三年以上従事した者

自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関し、前号に掲げる者に準ずる技能及び知識があると認められる者

(教習指導員資格者証の交付等)

第十五条 法第九十九条の三第四項の規定による教習指導員資格者証の交付は、次の表の上欄に掲げる免許に係る自動車の運転に関する技能及び知識の教習ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる教 習指導員資格者証の交付を受けようとする者に対し、同表の下欄に掲げる種類の教習指導員資格者証を交付することにより行うものとする。

免許の種類	教習指導員資格者証の交付を受けようとする者	教習指導員資格者証の種	類
大型自動車免許	教習指導員審査(大型)に合格した者、大型自動車免許に係る教習指導員研修課程(法第九十九条の三第四項第一号ロに規定する自動車安全運転セ数	動車安全運転セ 教習指導員資格者証(大	(大型)
	ンターが行う自動車の運転に関する研修の課程をいう。以下同じ。)を修了した者又は大型自動車免許に係る教習認定(前条の認定をいう。以下同		
	じ。)を受けた者		
中型自動車免許	教習指導員審査(中型)に合格した者、中型自動車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は中型自動車免許に係る教習認定を受けた者 教	教習指導員資格者証(中	型)
準中型自動車免許	教習指導員審査(準中型)に合格した者、準中型自動車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は準中型自動車免許に係る教習認定を受けた者 教習指導員資格者証	進	中型)
普通自動車免許	教習指導員審査(普通)に合格した者、普通自動車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は普通自動車免許に係る教習認定を受けた者 教	教習指導員資格者証(普)	通)
大型特殊自動車免	殊自動車免教習指導員審査(大特)に合格した者、大型特殊自動車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は大型特殊自動車免許に係る教習認定を受け教習指導員資格者証		(大特)
許	た者		
大型自動二輪車免	動二輪車免教習指導員審査(大自二)に合格した者、大型自動二輪車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は大型自動二輪車免許に係る教習認定を受教習指導員資格者証(大自二	\$習指導員資格者証 (大	自二)
許	けた者		
普通自動二輪車免	輪車免教習指導員審査(普自二)に合格した者、普通自動二輪車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は普通自動二輪車免許に係る教習認定を受教習指導員資格者証		(普自二)
許	けた者		
牽引免許	教習指導員審査(牽引)に合格した者、牽引免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は牽引免許に係る教習認定を受けた者という。	教習指導員資格者証(牽	剪
大型自動車第二種	種 教習指導員審査(大型二種)に合格した者、大型自動車第二種免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は大型自動車第二種免許に係る教習認 教習指導員資格者証(大型	\$\BT 13 14 15 16 16 16 16 16 16 16	型二
免許	定を受けた者	1里)	

普通自 中型自 動 動車第二種教習指導員審查 車第 |種||教習指導員審査 定を受けた者 (普通二種) (中型二種) に合格した者、 に合格した者、 普通自動車第一 中型自動車第二種免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は中型自動車第二種免許に係る教習認教習指導員資格者証 一種免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は普通自動車第 |種免許に係る教習認||教習指導員資格者証 (普通 (中型二

免許 2 前項の教習指導員資格者証の交付を受けようとする者は、 公安委員会に、 別記様式第四号の交付申請書を提出しなければならない

3 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

定を受けた者

法第九十九条の三第四項第二号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面 教習指導員審査合格証明書、法第九十九条の三第四項第一号ロに掲げる者に該当することを証する書面又は教習認定につき前条各号のいずれかに該当する者であることを証する書

第一項の教習指導員資格者証の様式は、別記様式第九号のとおりとする。

(準用規定)

2

第十六条 第八条の規定は、教習指導員資格者証の交付を受けた者について準用する。

第九条の規定は、法第九十九条の三第五項において準用する法第九十九条の二第五項の規定による教習指導員資格者証の返納の命令について準用する

第三章

(技能検定員審査等の審査細目の免除)

第十七条 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

第一条第一号から第八号までのいずれかに掲げる技能検定員審査を受けようとする者のうち、 成績を得た審査細目 過去一年以内に技能検定員審査又は教習指導員審査を受け、当該審査において、審査細目のいずれかについて第四条又は第十二条に定める合格基準に達する成績を得た者 過去一年以内に技能検定、技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習であって国家公安委員会が指定するものを修了した者 次の各号に掲げるものに対しては、 それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除する 国家公安委員会が指定する審査細 合格基準に達する

教習指導員資格者証の交付を受けた者 次の審査細目 ものとする。

教則の内容となっている事項

自動車教習所に関する法令についての知識

他の種類の免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者(次号又は第四号に掲げる者を除く。)

前号に定める審査細目及び次の審査細

うとするもの 第一条第一号から第五号まで又は第八号に掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての技能検定員審査を受け」 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 前号に定める審査細目並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

技能検定員資格者証(大自二)の交付を受けた者で技能検定員審査(普自二)を受けようとするもの「前号に定める審査細目及び技能検定員として必要な自動車の運転技

るものとする。 第一条第九号から第十一号までのいずれかに掲げる技能検定員審査を受けようとする者のうち、 次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除す

業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 第十条第一項第九号から第十一号までに掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の

二 第一条第九号から第十一号までに掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての技能検定員審査を受けようとする 前号に定める審査細目及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識

除するものとする。 第十条第一項第一号から第八号までのいずれかに掲げる教習指導員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、 それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免

技能検定員資格者証の交付を受けた者(次号に掲げる者を除く。) 自動車教習所に関する法令についての知

次に掲げる者 前号に定める審査細目及び教習指導員として必要な自動車の運転技能

技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る免許に係る教習指導員審査を受けようとするもの

技能検定員資格者証(大自二)の交付を受けた者で教習指導員審査(普自二)を受けようとするもの

他の種類の免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(次号又は第五号に掲げる者を除く。) 第一号に定める審査細目及び次の審査細

学科教習に必要な教習の技能

教習指導員として必要な教育についての知識教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識

受けようとするもの 第十条第一項第一号から第五号まで又は第八号に掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての教習指導員審査を 前号に定める審査細目及び技能教習に必要な教習の技能

教習指導員資格者証(大自二)の交付を受けた者で教習指導員審査(普自二)を受けようとするもの 前号に定める審査細目及び教習指導員として必要な自動車の運転技能

- 5 第十条第一項第九号から第十一号までのいずれかに掲げる教習指導員審査を受けようとする者のうち、 除するものとする。 次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を
- 資格者証に係る免許に係るものに限る。! とするもの Jするもの 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識第十条第一項第九号から第十一号までに掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての教習指導員審査を受けよう 第一条第九号から第十一号までに掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者。前号に定める審査細目及び教習指導員として必要な自動車の運転技能 (当該技能検定員

(施行期日)

第一条 この規則は、平成六年五月十日から施行する。

(みなし教習指導員に係る認定等の特例)

第二条 当分の間、法第九十九条の三第四項第一号ハの規定により公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関し同号イ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識がある者と認 該旧法指定自動車教習所において教習指導員の業務に従事することができないと公安委員会が認めたものについて、技能教習及び学科教習の区分ごとに行うことができる。 なし教習指導員(次条において「みなし教習指導員」という。)であって同法附則第六条第一項に規定する旧法指定自動車教習所の廃止その他のその者の責めに帰することのできない事由により当 る者として認定する場合における当該認定は、第十四条の規定によるほか、道路交通法の一部を改正する法律(平成五年法律第四十三号。以下「改正法」という。)附則第七条第二項に規定するみ

とにより行うものとする。 らず、次の表の上欄に掲げる教習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教習指導員資格者証の交付を受けようとする者に対し、同表の下欄に掲げる種類の教習指導員資格者証を交付するこ 前項の認定(以下この項及び次項において「暫定教習認定」という。)を受けた者についての法第九十九条の三第四項の規定による教習指導員資格者証の交付は、第十五条第一項の規定にかかわ

教習の区分	教習指導員資格者証の交付を受けようとする者	教習指導員資格者証の種類
技能教習	技能教習に係る暫定教習認定を受けた者	教習指導員資格者証(技能)
学科教習	学科教習に係る暫定教習認定を受けた者	教習指導員資格者証(学科)
3 前頁り 数 写 旨 算 員 な	各皆正(以下にり入この)(「暫定致腎旨算量資各皆正」という。)の自効期間は、当亥暫定致腎旨算員	J教習旨算員資各省正の交付を受けた目から三手を発過する目(その目までこ暫官

教習指導員資格者証以外の教習指導員資格者証の交付を受けたときは、その交付を受けた日)までの間とする。 資本 有言」でもず、この 不多実情に 曹気教習打導員資格者記の交付を受けた日から三年を経過でる日 (TO E 70 7

当該教習指導員資格者証と引換えに)、当該暫定教習指導員資格者証を公安委員会に返納しなければならない。 暫定教習指導員資格者証の交付を受けた者は、当該暫定教習指導員資格者証の有効期間が満了したときは、速やかに (暫定教習指導員資格者証以外の教習指導員資格者証の交付を受けたときは、

る者」とあるのは、「教習認定につき前条各号のいずれかに該当する者若しくは附則第二条第二項の暫定教習認定につき同条第一項の規定により公安委員会が認めた者」とする。 第十五条(同条第一項を除く。)及び第十六条の規定は、暫定教習指導員資格者証について適用する。この場合において、第十五条第三項第一号中「教習認定につき前条各号のいずれかに該当す

第三条 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、第十七条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免

(技能検定員審査等の審査細目の免除等の特例)

5

除するものとする みなし教習指導員のうち改正法の施行の際現に道路交通法施行令の一部を改正する政令(昭和四十八年政令第二十七号。第三号において「改正令」という。)附則第三項に規定する専ら構造教

習に従事する者(次号及び第五号において「構造教習従事者」という。)又は同項に規定する専ら法令教習及び構造教習を除く学科教習に従事する者(次号及び第五号において「学科教習 教習及び構造教習を除く。)従事者」という。)で技能検定員審査を受けようとするもの 教則の内容となっている事項 (法令

一 みなし教習指導員(構造教習従事者及び学科教習(法令教習及び構造教習を除く。)従事者を除く。)で技能検定員審査を受けようとするもの に関する法令についての知識 教則の内容となっている事項及び自動車教習所

みなし教習指導員のうち改正法の施行の際現に改正令附則第三項に規定する専ら法令教習に従事する者(第五号において「法令教習従事者」という。)で教習指導員審査を受けようとするも 自動車教習所に関する法令についての知識

係る審査に合格した者で教習指導員審査を受けようとするもの 道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令(平成六年総理府令第一号)による改正前の道路交通法施行規則(次号において「旧府令」という。)第三十二条第一項に規定する技能指導員に 教習指導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必要な教習の技能及び自動車教習所に関する法令についての知識

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者が前項各号のいずれかに該当する者であるときは、第三条第一項又は第十一条第一項の審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者で を受けようとするもの 旧府令第三十二条第二項に規定する学科指導員に係る審査に合格した者(法令教習従事者、構造教習従事者及び学科教習(法令教習及び構造教習を除く。)従事者を除く。)で教習指導員審査 学科教習に必要な教習の技能、教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識及び自動車教習所に関する法令についての知識

(平成八年二月一五日国家公安委員会規則第一号)

あることを証する書面を添付しなければならない。

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

(平成八年八月六日国家公安委員会規則第九号)

(施行期日)

道路交通法の一部を改正する法律(平成七年法律第七十四号)の施行の日(平成八年九月一日)から施行する。

(糸)过去

2 る規則(以下「新規則」という。)第四条の規定による技能検定員審査(普自二)に合格した者とみなす この規則の施行の際現に改正前の技能検定員審査等に関する規則(以下「旧規則」という。)第四条の規定による技能検定員審査 (自二) に合格している者は、改正後の技能検定員審査等に関す

3 書とみなす。 この規則の施行前に旧規則第五条の規定により交付された自動二輪車に係る技能検定員審査合格証明書は、新規則第五条の規定により交付された普通自動二輪車に係る技能検定員審査合格証明

この規則の施行の際現に旧規則第六条の規定による自動二輪車に係る認定を受けている者は、新規則第六条による普通自動二輪車に係る認定を受けた者とみなす

5 この規則の施行前に旧規則第七条又は第八条の規定により交付された技能検定員資格者証(自二)は、 新規則第七条又は第八条の規定により交付された技能検定員資格者証(普自二)とみなす。

6 この規則の施行前に旧規則第十三条の規定により交付された自動二輪車に係る教習指導員審査合格証明書は、新規則第十三条の規定により交付された普通自動二輪車に係る教習指導員審査合格 この規則の施行の際現に旧規則第十二条の規定による教習指導員審査(自二)に合格している者は、新規則第十二条の規定による教習指導員審査(普自二)に合格した者とみなす。

8 この規則の施行の際現に旧規則第十四条の規定による自動二輪車に係る認定を受けている者は、新規則第十四条の規定による普通自動二輪車に係る認定を受けた者とみなす。

証明書とみなす。

9 この規則の施行前に旧規則第十五条又は第十六条第一項の規定により交付された教習指導員資格者証(自二)は、 新規則第十五条又は第十六条第一項の規定により交付された教習指導員資格者

10 証(普自二)とみなす。 この規則の施行の際現に教習指導員審査(自二)又は技能検定員審査(自二)の審査細目のいずれかについて旧規則第四条又は第十二条に定める合格基準に達する成績を得ている者は、 |細目に相当する教習指導員審査(普自二)又は技能検定員審査(普自二)の審査細目において新規則第四条又は第十二条に定める合格基準に達する成績を得たものとみなす。 当該審

則 (平成一一年二月三日国家公安委員会規則第三号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

則 (平成一二年三月三〇日国家公安委員会規則第八号)

この規則は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十二年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年四月一九日国家公安委員会規則第八号)

(施行期日)

この規則は、平成十四年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 おいても行うことができる。 新規則第十条第一項に規定する教習指導員審査(大型二種)及び教習指導員審査(普通二種)に係る新規則第十条第二項において準用する新規則第二条の規定による公示は、この規則の施行前に 改正後の技能検定員審査等に関する規則(以下「新規則」という。)第一条に規定する技能検定員審査(大型二種)及び技能検定員審査(普通二種)に係る新規則第二条の規定による公示並びに

3 正府令」という。)の施行後の技能試験」と、新規則第十二条第二項の表の教習に関する技能の項中「技能試験」とあるのは「改正法及び改正府令の施行後の技能試験」とする。 条第二項において「改正法」という。)及び道路交通法施行規則及び自動車安全運転センター法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成十四年内閣府令第三十四号。第十二条第二項において「改 平成十四年五月三十一日までの間は、新規則第四条第二項の表の技能検定に関する技能の項中「技能試験」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十一号。第十二

4 この規則の施行の際現に改正前の技能検定員審査等に関する規則(以下「旧規則」という。)第一条に定める種類の技能検定員審査若しくは旧規則第十条第一項に定める種類の教習指導員審査に 又は普通自動車免許に係るものとする。 得ている者又は新規則の相当規定による認定を受けている者とみなす。この場合において、旧規則に規定する大型自動車又は普通自動車に係るものは、 いる者は、それぞれ新規則の相当規定に定める種類の技能検定員審査若しくは教習指導員審査に合格し、若しくはそれぞれの審査細目について新規則の相当規定に定める合格基準に達する成績を 合格し、若しくはそれぞれの審査細目についてそれぞれ旧規則第四条若しくは第十二条に定める合格基準に達する成績を得ている者又は旧規則第六条若しくは第十四条の規定による認定を受けて それぞれ新規則に規定する大型自動車免許

交付された教習指導員審査合格証明書又は旧規則第十五条若しくは第十六条の規定により交付された教習指導員資格者証は、それぞれ新規則の相当規定により交付されたものとみなす。 この規則の施行前に旧規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書、旧規則第七条若しくは第八条の規定により交付された技能検定員資格者証、旧規則第十三条の規定により おいて、旧規則に規定する大型自動車又は普通自動車に係るものは、 それぞれ新規則に規定する大型自動車免許又は普通自動車免許に係るものとする。 この場合

附 則 (平成一八年二月二〇日国家公安委員会規則第三号)

(施行期日)

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号。以下「改正法」という。) 当該各号に定める日から施行する。 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定

一 別記様式第三号、別記様式第四号及び別記様式第六号の改正規定並びに附則第十三項の規定 公布の日

平成十八年四月

こ 附則第十項及び第十一項の規定

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の各号に掲げる技能検定員審査に合格している者は、当該各号に定める技能検定員審査に合格した者とみなす。

- 旧規則第一条第二号の技能検定員審査 (普通) 新規則第一条第三号の技能検定員審査
- (大型二種) 新規則第一条第九号の技能検定員審査(中型)
- 旧規則第一条第八号の技能検定員審査(普通二種) 新規則第一条第十号の技能検定員審査(普通二種)
- この規則の施行前に次の各号に掲げる免許に係る旧規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書は、当該各号に定める免許に係る新規則第五条の規定により交付された技能検
- (以下「新法」という。) 第八十四条第三項の中型自動車免許 (以下「中型免許」という。) 改正法第四条の規定による改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第八十四条第三項の大型自動車免許(以下「旧法大型免許」という。) 改正法第四条の規定による改正後の道路交通法
- 旧法第八十四条第三項の普通自動車免許(以下「旧法普通免許」という。) 新法第八十四条第三項の普通自動車免許(以下「普通免許」という。
- 旧法第八十四条第四項の大型自動車第二種免許 (以下「旧法大型第二種免許」という。) 新法第八十四条第四項の中型自動車第二種免許 (以下「中型第二種免許」という。)
- 旧法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許(以下「旧法普通第二種免許」という。) 新法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許 (以下「普通第二種免許」という。)
- 4 この規則の施行の際現に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第六条の規定による認定を受けている者は、前項各号に掲げる区分に応じ、 れぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第六条の規定による認定を受けた者とみなす。 そ
- この規則の施行の際現に次の各号に掲げる教習指導員審査に合格している者は、当該各号に定める教習指導員審査に合格した者とみなす。
- 旧規則第十条第一項第一号の教習指導員審査(大型) 新規則第十条第一項第二号の教習指導員審査 (中型)
- 旧規則第十条第一項第二号の教習指導員審査(普通) 新規則第十条第一項第三号の教習指導員審査(普通)
- 旧規則第十条第一項第七号の教習指導員審査(大型二種)
- 新規則第十条第一項第九号の教習指導員審査(中型
- 旧規則第十条第一項第八号の教習指導員審査(普通二種) 新規則第十条第一項第十号の教習指導員審査(普通二種)
- 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第十三条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書とみなす。 この規則の施行前に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第十三条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書は、附則第三項各号に

この規則の施行の際現に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第十四条の規定による認定を受けている者は、附則第三項各号に掲げる区分に

- 合格基準に達する成績を得ている者は、附則第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める技能検定員審査の審査細目において新規則第四条に定める合格基準に達する成績を得た者 応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第十四条の規定による認定を受けた者とみなす。 この規則の施行の際現に技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大型二種)又は技能検定員審査(普通二種)の審査細目のいずれかについて旧規則第四条に定める
- る合格基準に達する成績を得ている者は、附則第五項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める教習指導員審査の審査細目において新規則第十二条に定める合格基準に達する成績を得 この規則の施行の際現に教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大型二種)又は教習指導員審査(普通二種)の審査細目のいずれかについて旧規則第十二条に定め
- 格者証を交付した都道府県公安委員会に提出して行うものとする。 道路交通法施行令の一部を改正する政令(以下「改正政令」という。)附則第四条第一項ただし書の規定による別段の申出は、 次の事項を記載した申出書を技能検定員資格者証又は教習指導員資
- 当該申出をする者の住所、氏名及び生年月日並びに当該申出に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の番号及び交付年月日
- 当該申出に係る新法第八十四条第三項又は第四項の免許の種類
- 改正政令附則第五条第一項の規定により都道府県公安委員会が指定する研修は、次のすべてに該当するものでなければならない。 一 前号に係る免許の種類について改正政令附則第四条第一項本文に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の交付を受けたとみなされることを希望しない旨
- 研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める者が行う研修であること。
- 正当な理由なく受講を制限する研修でないこと。
- 員会が認める研修であること。 新法第八十四条第三項の大型自動車免許又は同条第四項の大型自動車第二種免許に係る教習又は技能検定を行うために必要な技能及び知識を習得することができる研修として都道府県公安委 速やかに、
- て指定した都道府県公安委員会に対して、その旨を文書で通知しなければならない。 改正政令附則第五条第一項に規定する指定自動車教習所を管理する者は、同項に規定する者に前項に規定する研修を受けさせたときには、 当該自動車教習所を指定自動車教習所とし
- 13 様式にかかわらず、当分の間、 技能檢定員審査合格証明書再交付申請書及び教習指導員審査合格証明書再交付申請書、 一技能検定員資格者証書換え申請書、教習指導員資格者証再交付申請書及び教習指導員資格者証書換え申請書の様式については、新規則別記様式第三号、別記様式第四号及び別記様式第六号技能検定員審査合格証明書再交付申請書及び教習指導員審査合格証明書再交付申請書をびに技能検定員資格者証再交付申請書、技能検定員資格者証交付申請書及び教習指導員資格者証交付申請書をびに技能検定員資格者証再交付申 なお従前の例によることができる。

(平成二八年七月一五日国家公安委員会規則第一五号)

(施行期日)

道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号。附則第三項において「改正法」という。)の施行の日 ただし、附則第十項から第十二項までの規定は、公布の日から施行する。 (平成二十九年三月十二日。 以下 「改正法施行日」という。)

改正前の技能検定員審査等に関する規則(以下「旧規則」という。)第一条第二号の技能検定員審査(中型) 改正後の技能検定員審査等に関する規改正法施行日において現に次の各号に掲げる技能検定員審査に合格している者は、それぞれ当該各号に定める技能検定員審査に合格した者とみなす。 改正後の技能検定員審査等に関する規則 以下 「新規則」という。) 第一条第二号

旧規則第一条第三号の技能検定員審査(普通) 新規則第一条第四号の技能検定員審査(普通)

旧規則第一条第九号の技能検定員審査 (中型二種) 新規則第一条第十号の技能検定員審査(中型二種)

旧規則第一条第十号の技能検定員審査(普通二種) 新規則第一条第十一号の技能検定員審査(普通二種)

五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書とみなす。 改正法施行日前に次の各号に掲げる運転免許(以下「免許」という。)に係る旧規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書は、 それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第

第八十四条第三項の中型自動車免許 改正法による改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)第八十四条第三項の中型自動車免許(以下「旧法中型免許」という。) 改正法による改正後の道路交通法 (以下「新法」という。)

旧法第八十四条第三項の普通自動車免許 (以下「旧法普通免許」という。) 新法第八十四条第三項の普通自動車免許

旧法第八十四条第四項の中型自動車第二種免許(以下「旧法中型第二種免許」という。) 新法第八十四条第四項の中型自動車第二種免許

旧法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許(以下「旧法普通第二種免許」という。) 新法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許

それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第六条の規定による認定を受けた者とみなす。 改正法施行日において現に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第六条の規定による認定を受けている者は、 前項各号に掲げる区分に応じ、

改正法施行日において現に次の各号に掲げる教習指導員審査に合格している者は、それぞれ当該各号に定める教習指導員審査に合格した者とみなす。

旧規則第十条第一項第二号の教習指導員審査(中型) 新規則第十条第一項第二号の教習指導員審査(中型)

旧規則第十条第一項第三号の教習指導員審査(普通)

新規則第十条第一項第四号の教習指導員審査(普通)

新規則第十条第一項第十号の教習指導員審査(中型二種)

旧規則第十条第一項第十号の教習指導員審査(普通二種)旧規則第十条第一項第九号の教習指導員審査(中型二種)

改正法施行日前に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第十三条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書は、 新規則第十条第一項第十一号の教習指導員審査(普通二種) 附則第三項各号に掲

げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第十三条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書とみなす。 に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第十四条の規定による認定を受けた者とみなす。 改正法施行日において現に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第十四条の規定による認定を受けている者は、 附則第三項各号に掲げる区分

検定員審査の審査細目において新規則第四条に定める合格基準に達する成績を得た者とみなす。 改正法施行日において現に附則第二項各号に掲げる技能検定員審査の審査細目のいずれかについて旧規則第四条に定める合格基準に達する成績を得ている者は、それぞれ当該各号に定める技能

習指導員審査の審査細目において新規則第十二条に定める合格基準に達する成績を得た者とみなす。 改正法施行日において現に附則第五項各号に掲げる教習指導員審査の審査細目のいずれかについて旧規則第十二条に定める合格基準に達する成績を得ている者は、 それぞれ当該各号に定める教

格者証を交付した都道府県公安委員会に提出して行うものとする。 道路交通法施行令の一部を改正する政令(以下「改正政令」という。)附則第三条第一項ただし書の規定による別段の申出は、 次の事項を記載した申出書を技能検定員資格者証又は教習指導員資

当該申出をする者の住所、氏名及び生年月日並びに当該申出に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の番号及び交付年月日

当該申出に係る新法第八十四条第三項の免許の種類

改正政令附則第四条第一項の規定により都道府県公安委員会が指定する研修は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。一 第一号に係る者が前号に係る免許の種類について改正政令附則第三条第一項本文の規定の適用を受けることを希望しない旨

研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める者が行う研修であること。

正当な理由なく受講を制限する研修でないこと。

改正政令附則第四条第一項に規定する指定自動車教習所を管理する者は、改正政令附則第三条第一項の規定により中型免許及び準中型免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証と 新法第八十四条第三項の準中型自動車免許に係る教習又は技能検定を行うために必要な技能及び知識を習得することができる研修として都道府県公安委員会が認める研修であること。

12 府県公安委員会に対して、その旨を文書で通知しなければならない。 みなされる技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の交付を受けている者に前項に規定する研修を受けさせたときには、速やかに、 当該自動車教習所を指定自動車教習所として指定した都道

(令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号)

(施行期日)

1 この規則は、 令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後 際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定 る規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国 する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関す 犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、 務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、 等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、 関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制 物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、 庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、 る歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政 関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に 適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の 配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事 . 特定物質の運搬の届出等に関する規則、古 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に 被疑者取調べ適正化のための監督に関 原動機を用

これらの規則に規定する様式にかかわらず、

当分の間、

なおこれを使用することができる。

2

別記様式第1号(第3条及び第11条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

技能検定員 審査申請書 教習指導員

年 月 日

公安委員会 殿

技育	能検定員 習指導員 審査の	任 拓	大型	型・中	型•	準中	型•	普通	値・ 力	、特・	大自	<u> </u>	普自	<u> </u>	け
教習	留指導員 留指導員	性類	んり	ん引・大型二種・中型二種・普通二種											
н	本籍 • 国籍														
申	住所														
請	ふりがな											写	4 真	Ĺ	
者	より 氏 名	 													
18	生年月日			年	月		日生								
				+	月		H II.				<i>/</i> \	· I		^	
	交付公安委員会										公 岁	、妥	貝	云	
現	交付年月日•		年	月	日	有	効	期	間		年	月	I	日	
に	番号					の	末	ŧ	日		'	<i>,</i>	,	Н	
受	免許証番号			第							=	号			
け		大	自	\equiv	普	自	_			年	月		日		
て															
٧١	免許年月日	そ	\mathcal{O}	他						年	月		日		
る	種 類				大	中	準	普	大	大	普	け	大	中	普
免		免言	午のデ	種類			中			自	自				
許					型	型	型	通	特	=		引		_	_
	免許の条件														•

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
 - 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 - 3 免許年月日・種類欄は、年号及び年月日を記載するほか、現に受けている 免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号(第5条関係)

第 号

技能検定員審査合格証明書

住 所氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 公安委員会が行った 免許に係る道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定による技能検定員審 査に合格した者であることを証明する。

年 月 日

公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号(第5条及び第13条関係)

※受理年月日	年	月	日
※受理番号			
※再発行年月日	年	月	日

技能検定員審査合格証明証 教習指導員審査合格証明証

技能検定委員審査等に関する規則第5条第2項(第13条第2項において準用する場

教習指導員審査合格証明証

> 年 月 日

			公	女多	を見る	会 殿										
申	本	籍	•	玉	籍											
請	住				所											
甲甲	氏				名											
者	生	年	Ē	月	日									年	月	日生
証	番				号			第							号	
明	交	付	年	月	日									年	月	日
書	審	查	年	月	日									年	月	日
						再	交	付	申	請	の	事	由			
(亡	失	又に	は滅	失の)状沙	兄)										

- 1 ※印欄には、記載しないこと。 備考
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号(第7条及び第15条関係)

※受理年月日	年	月	目
※ 受 理 番 号			
※資格者証番号	•	•	

技能検定員資格者証 教習指導員資格者証 交付申請書

技能検定委員審査等に関する規則第7条 第15条第2項の規定により、 教習指導員資格者証 の交付を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

	五女女只云	灰				
技能検定員資格者証 交付を受けようとする 教習指導員資格者証						
申	本籍・国籍					
請	住 所					
	氏 名					
者	生 年 月 日		年	Ē	月	日生
合格	番号	第			号	
合格証明書等	交付年月日			年	月	日
書等	合格等年月日					

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号(第7条関係)

第 号

技能検定員資格者証

住 所

氏 名

年 月 日生

道路交通法第99条の2第1項に規定する技能検定員としての資格を有する 者であることを証明する。

技能検定員資格者証の種類

年 月 日

公安委員会印

- 備考 1 技能検定員資格者証の種類欄には、技能検定員資格者証に係る技能検 定に係る免許の種類を記載する。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 3 中央部に日章の地模様を入れる。

別記様式第6号(第8条及び第16条関係)

※受理年月日	年 月	H
※受理番号		
※再交付 年月日 書換え	年月	Ħ

技能検定員資格者証 の再交付 教習指導員資格者証 書換え

技能検定委員審査等に関する規則第 8 条 \$1 項 (第16条第 1 項において準用する場 第 2 項

合を含む。)の規定により、 技能検定員審査資格者証 の 大き申請します。 教習指導員審査資格者証 書換え

年 月 日

公安委員会 殿

	公女安貝会	殿			
申請者	本籍・国籍				
	住 所				
	氏 名				
	生 年 月 日		年	月	日生
資格者証	番号	第		号	
者証	交付年月日		年	月	日
再交付又は書換					
える	を申請する事				
由					

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別	記様式	第7号 (第9	条及び第16条	関係)				
	技能検定員資格者証 _{返納命令書} 教習指導員資格者証							
	住	所				年	月	日
			殿			公安委員	会 月	[]
	道路	第99 8交通法 第99	条の2第5項 条の3第5項	において準用	引する第99条の	72第5項	の規定	置に
	より、	あなたの教	能検定員資格 習指導員資格	者証 者証の返納を	合ずる。			
	理	由						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号(第13条関係)

第 号

教習指導員審查合格証明書

住 所氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 公安委員会が行った 免許に係る道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定による教習指導員審 査に合格した者であることを証明する。

年 月 日

公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号(第15条関係)

第 号

教習指導員資格者証

住 所

氏 名

年 月 日生

道路交通法第99条の3第1項に規定する教習指導員としての資格を有する者であることを証明する。

教習指導員資格者証の種類

年 月 日

公安委員会 印

- 備考 1 教習指導員資格者証の種類欄には、教習指導員資格者証に係る教習に 係る免許の種類を記載する。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 3 中央部に日章の地模様を入れる。